

## 第5回米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会

令和4年9月22日 午後2時開会

[対面] 米子市福祉保健総合センター

ふれあいの里4階 研修室1

[オンライン] ZOOM

### 1 開会

### 2 会議の成立報告

委員16人中、11人の出席を確認。米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会設置要綱第5条第3項の規定により、会議の成立を報告。

### 3 事務局及び委員紹介

(塚田部長)

皆さん、こんにちは。米子市福祉保健部長の塚田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。事務局を代表いたしましてご挨拶をさせていただきます。本日は、皆様も大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。また、皆様には日頃から本市の福祉行政にご理解とご協力を賜りまして、この場を借りてお礼を申し上げます。少しコロナの感染症の発生者数も若干減ってきたのかなと思うところでございますが、本当に皆様には本市の事業、そのほか地域での活動におきまして、感染拡大防止にご協力をいただきながら取り組んでいただきまして、ありがとうございます。

この「地域“つながる”福祉プラン」は、令和2年に本市と米子市社会福祉協議会と協働いたしまして作成をしましたが、計画期間は令和2年から令和6年の5年間になっておりまして、ちょうど昨年で2年間が経過をしたところでございます。委員の皆様には今年の6月から新たに委員としてお世話になります。2年間ですけれども、よろしくお願いいたします。

この計画におきまして、やはり地域の住民の皆様の身近なところで、地域の課題ですとか、皆様が抱えておられるようなご相談などをお受けして支援ができる体制づくりが必要ではないかというところが考えられまして、この計画中でも総合相談支援センターの設置を目指してきたところでございますが、今年の4月にふれあいの里の1階に、総合相談支援センター「えしこに」の開設をいたしました。詳細につきましては、後ほどお話をさせていただきますと思いますけれども、皆様のご意見を伺いながら、また、本当に皆様のお力をお借りしながら、地域に根づいたセンターにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。なかなか令和3年度もコロナ禍で地域での活動が難しいところではございましたが、本日はプランの進捗状況などにつきましてご報告をさせていただきたいと思いますので、忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

(山崎補佐)

今回の委員会ですが、委員の皆様のご改選となりましてから初めての委員会となります。そこで委員の皆様から、大変恐縮ではございますが、一言ずつ自己紹介をしていただければというふうに思っておりますので、加川委員のほうから順に一言ずつお願いします。リモート参加の方につきましては、後でまたお願いいたしますので、そのときに一言お願いします。

〔参加委員・事務局から自己紹介〕

#### 4 委員長、副委員長の選出

(山崎補佐)

続きまして、この委員会の委員長・副委員長の選出に入らせていただきます。米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会設置要綱におきまして、委員長がこの委員会の議長になると定められているところでございますが、このたび委員の皆さんは改選ということになりましたので、これからまた委員長・副委員長を決めさせていただくところになります。委員会の設置要綱の第4条の規定によりまして、当該委員会には、委員の互選によりまして委員長・副委員長を1名ずつ置くということが決まっているところでございます。この委員長・副委員長の人選につきまして、事務局のほうからご提案をさせていただきたいと思うのですが、皆さんはいかがでしょう。

〔「異議なし」と声あり〕

(山崎補佐)

ありがとうございます。では、事務局のほうからご提案をさせていただきたいのですが、委員長には島根大学からお越しの加川委員、副委員長には、本日ご欠席ではありますが、鳥取大学の吉岡委員。それぞれお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょう。

(拍手)

(山崎補佐)

ありがとうございます。では、委員長に加川委員、副委員長に吉岡委員、それぞれ選任をさせていただきます。吉岡委員につきましては、本日ご欠席ではございますけれども事前にご了解はいただいておりますので、申し添えさせていただきます。それでは、加川委員は委員長席のほうに移動をお願いいたします。では、ここからの委員会の進行につきましては、加川委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 5 会議の公開について

(加川委員長)

失礼します。それでは引き続きですけど、委員長を務めさせていただきます。皆さんご

協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。会の公開・非公開について。今日の会議の内容ですけれども、まあ非公開の情報に該当するものはありませんので公開とさせていただいてよろしいでしょうか。議事録を作成して、市のホームページも議事録を公表するというのを御承諾いただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

## 6 議題

(加川委員長)

議題ですが、まず一つ目ですね。令和3年度までの地域“つながる”福祉プランの進捗ですね、これについて事務局から御説明お願いいたします。

(山崎補佐)

事務局から説明をさせていただきます。まずもって説明の前にですね、私のほうから皆様のほうにお願いをしたいと思います。事前にお配りさせていただいた資料、特にA3の資料につきましては、かなりボリュームがございます。全てについてここで説明を申し上げることができかねますので、そちらの要点をまとめた資料1というものを用意しております。そちらを中心に事務局のほうから説明させていただきたいと思います。そのほかですね、この計画のなかで一番我々も重要重視している総合相談のところですか、今年開設しました総合相談支援センターの話などもこの後、重点的に説明させていただきたいというふうに思います。取組の細かいところについては、本来は関係する部署を全部ここに呼んで説明をさせていただきたいところではございますが、それができないので、もし細かいところでご質問いただければ、この場で回答できるものは回答させていただきますし、場合によっては持ち帰らせていただいて後日回答させていただくということもあろうかと思います。そのあたりはご了解いただければと思います。よろしくお願いいたします。では、説明に移らせていただきます。

(末次主任)

では、議題1につきまして、福祉政策課 末次のほうから説明を差し上げます。議題1につきましては、資料1、「地域“つながる”福祉プランの進捗について」という資料を用いてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、今回は資料1というふうに作らせていただきましたが、冒頭、山崎が申したとおり、93の各取組をまとめた資料はかなり膨大な資料になりますので、それらの自己評価を基に、各基本計画及び基本目標ごとに取組の取りまとめをして資料を作成しております。この地域“つながる”福祉プランにつきましては、基本目標を3つ定めております。その基本目標3つにつきまして総括をして説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。まず、説明の前に、自己評価について1点補足をさせていただきます。昨年度令和2年度の実績について令和3年4月に委員会をさせていただいたときに、自己評価が1～5の5段階で評価をさせていただいておりましたが、評価方法をスリム

化・具体化するために1～5の5段階からA～Dの4段階に変えさせていただきました。  
A～Dの評価の内容を前回よりも具体的に定めさせていただいております。

まず、基本目標1のほうから説明をさせていただきます。基本目標1「地域全体がつながり、支え合うまちづくり」、資料1では1ページでございます。この基本目標1は、7つの基本計画及び43の取組によって構成されておまして、基本目標・基本計画を米子市と米子市社会福祉協議会が自己評価した評価については表のとおりです。まずは基本目標1の骨子、主な内容ですが、地域にコミュニティワーカーを配置して、地域における支え合いの体制づくりを推進することと、地域の団体や民間事業者、ボランティア等との連携による支え合いの体制づくりの方式を骨子に、取組や目標を設定しております。令和3年度までの実績につきましては、令和2年度に引き続きまして、公民館区での啓成・義方地区をモデル地区と定めて、1名ずつコミュニティワーカーを配置すると同時に全市担当として1名、計3名のコミュニティワーカーを配置して、地域における支え合いの体制づくりを推進しました。コミュニティワーカーは、地域力強化推進事業として米子市社会福祉協議会に委託をして実施しております。コミュニティワーカーの令和3年度の主な活動としましては、支え合い推進会議の開催支援があります。この支え合い推進会議というのは、地域住民の方同士が地域課題に対して住民同士で話し合う場ということで、具体的には、義方地区の買い物困難者のための住民座談会等が挙げられております。また、地区版の福祉のまちづくりプランの策定支援であったり、支え愛マップを活用した災害に備える住民同士の支え合い活動の支援、いきいきふれあいサロンの活動支援であったり、あとは地区社会福祉協議会さんをはじめとした地域活動団体の活動支援ということを実施しております。これらいろいろな活動を通じて、地域における支え合いの体制づくりについては、3名ということではちょっと全市一律の同じ内容、同じレベルの活動というのとはなっていないところではありますが、モデル地区及び複数の地区におきまして、支え合いの体制づくりという点では実施できたと評価をしております。また、令和4年度は総合相談支援センターを開設したことに伴いモデル地区による検証を終了し、コミュニティワーカーを新たに1名増員して地域づくり事業を実施しています。なお、モデル地区の活動の総括等につきましては、議題3で詳細を説明いたしますので、ここでの説明は省略いたします。また、基本目標1の中に、官民協働ですね、民間事業者やいろいろな団体との協働というところが大きな骨子に挙げております。この点については、社会福祉法人による法人連絡会やえんくるり事業等を活用して、社会福祉法人等との連携は一定の成果があったと評価しております。コミュニティワーカーが起点になり、民間事業者と地域づくりに係る取組の実施ができ始めているところですが、逆に福祉以外の団体、民間事業者、ボランティア団体との連携については今後検討、推進していく必要があると評価をしております。また、地域づくり活動につきましては、昨今のコロナ禍で人の集まる所とかなり留意して活動が制限されることもございましたが、コロナ禍でも継続して活動できるような活動方法等を模索していく必要があると思っております。

続きまして、資料１の６ページを開いていただけますか。基本目標２につきましては、７つの基本計画と３７の取組により構成されております。基本目標１と同様に、自己評価の分布については表のとおりです。基本目標２の主な内容としては、総合相談支援体制です。先ほど松原センター長から説明がありましたが、今年の４月から総合相談支援センターを設置し、総合相談支援体制の拠点と定めて運営をしております。それに併せて、生活困窮、障がい、介護、子ども等ですね、各分野の取組の進捗及びサービス提供の推進というところを骨子にして基本目標２は構成されています。令和３年度の動きとしては、令和４年度の総合相談支援センターの開設を見据えて、コミュニティソーシャルワーカー、総合相談支援員の配置と整備をしておりました。これは新たに２名配置しまして、多機関協働事業等の、いわゆる重層的支援体制整備事業の準備として試行的に事業を実施しております。このセンターの開設にあたっては、米子市役所内と各分野の担当者を交えて連携会議を複数回重ねて、体制の在り方について検討をして開設に至りました。この基本目標２の重点目標と定めております総合相談支援体制の整備というところが大きなこの計画の骨子ですが、１か所目のセンターが開設したところで、基本目標については大きく進歩したと評価をしております。続いて、各分野の支援について、高齢者や障がい者の権利擁護施策として成年後見制度の中核機関を米子市直営で設置したことや、フレイル対策拠点の整備、子ども総本部の設置などをして進捗のある取組もある一方で、各分野一定の成果はありつつも、課題のある取組もございますので、サービスが進化するように推進していきたいと思っております。また、相談サービスの拡充につきましては、今、米子市ではいわゆるＤＸと呼ばれる電子申請やスマート窓口なども推奨をしながら、デジタルを利用して、申請者さんの利便性の向上についても取り組みつづけています。また、フォーマルサービスと併せまして、いわゆる行政制度や行政サービスだけではご相談にいられた方の解決がかなわないケースも多々ございますので、そういう行政サービスの制度、いわゆる狭間と呼ばれるような方々に支援を届けるインフォーマルサービスも充実させていく必要があると評価をしております。

続きまして、基本目標３の説明をいたします。資料の１０ページを開いていただけますか。基本目標３につきましては、３つの基本計画と１２の取組から構成されておまして、基本計画及び基本取組の自己評価の分布はまた表のとおりとさせていただきます。基本目標３の骨子、主な内容としては、地域福祉推進のための各種研修、人材発掘の推進、地域住民の方等に地域福祉活動の意識醸成を働きかけるという項目でございます。令和３年度までの内容としては、「人と地域とつながる研修」という、重層的支援体制整備事業の支援者、または市民の方に幅広く参加してスキルアップや意識共有を図るための研修を開催させていただきまして、専門職が多くはなかったのですが、市民から一般、専門職の方含めて１００名以上の参加をいただきました。こちらも継続して人材育成等をしていきたいと思っております。また、ボランティア講座や地域福祉に関する研修、小中学校などの福祉教育などの機会を捉えて実施しまして、啓発活動ができたと思っております。この意

識啓発につきましては、3年度で1回したらもう完了というわけではなくて、継続して根気強く活動していくことが必要かと思いますので、令和4年度以降も継続して実施していきたいと考えております。駆け足になりましたが、私からの説明は以上でございます。

(加川委員長)

ありがとうございます。残り、報告が2つありますが、ざっと全体説明していいいただいてから全体の質疑応答に戻ったほうがいいように思います。つまり、説明の順番も本当は書いておいたほうがよかったかもしれません。こっちの(2)と(3)のほうを先にやったほうがよかったような気がします。つまり、ここで今重要なケースと言われている総合相談をしっかりとつくるといことと、地域力、地域づくりをしっかりとするというこの2つがポイントということなので、そちらを説明していただいてから皆さんが質問を用意したほうがいいかと思いますので、引き続きで行きましょう。それでは、議題でいうと(2)と(3)続いていただければと思います。

(山崎補佐)

ご提案いただきましたほうが確かに分かりやすいと思います。それでは順番を総合相談支援センターの説明に移らせていただきます。

(松原センター長)

失礼します。それでは、資料2の「総合相談支援センター『えしこに』の開所3カ月の状況」という資料に沿って説明させていただきます。まず1番の、相談体制です。総合相談支援センター「えしこに」ですけれども、4月に新設となりました。開設と同時に、総合相談支援センターというところでスタートしております。市民の皆様に、親しみを持っていただきながら、覚えやすいセンターということを考えまして、愛称を募集しました。米子市内はもとより、全国から208件の応募がございまして。その中から、「えしこに」というワードがございまして、これに決めたわけでございます。愛称が決まったのは7月7日でした。皆さん米子の方でしたらご承知だと思いますが、「えしこに」というのは、米子弁でいい具合にという意味です。よく会話の中で、「えしこにしてごしないや」とか、そういう「えしこに」。いい具合にしますというような意味を込めて、この愛称に決定をいたしました。この相談支援センターですけれども、開所時間につきましては、平日は8時半から夕方5時15分まででございます。受付については、窓口での対面のほか、電話や電子メールでも受け付けております。人員体制ですが、センター長と事務員兼相談員、総合相談支援員の2名、合計の4名。米子市の職員で対応しております。相談員7名と介護支援専門員、それから事務員の合計18名。こちらはふれあいの里の地域包括支援センターの職員を統合して、センターで運営をしております。それで、合計22名でスタートをしました。2番目の相談受付ですが、相談の内容につきましては、高齢者、障がい者、生活困窮といったような内容が多くございます。そのほかには、米子市の困り事をなんでも受け付けますよ、というアナウンスもしております関係で、小項目のほうを見ていただきますと分かりますが、本当に様々な相談がありました。例えば、地域の側溝の水の流れが

悪いとか、地域のペットのふんの問題などと本当に様々でした。そういったいろいろな相談事を全てここで直接解決するわけではございませんが、関係各課、関係機関等と緊密に連携しながらですね、日々相談対応をしているところでございます。先ほど相談体制について、22名で当初はスタートしたと申し上げましたが、その後相談体制を厚めにということで、さらに2名追加しておりまして、現在は24名で運営をしているということを報告します。次に(2)の、相談件数についてです。ここに掲げております件数ですが、これは延べでなく新規の件数です。4月は当初ということで33件でしたが、5月は41件、6月は43件。ここには書いていませんが、7月は47件、8月は43件ということで、大体5カ月の月平均が約41件でした。冒頭にも申し上げましたが、8月末現在で207件の新規の相談を受け止めているということです。その相談者の経路ですが、やはり6割が本人、当事者や、ご家族、親族でございます。その他は、町内のほかの相談窓口等からの相談であったり、地域包括や、その他支援機関等が約3割というような状況でございます。次のページですが、相談から支援につなぐまでこういったような動き方をセンターがしているのかを、事例を通して御紹介させていただきます。ここからは、総合相談支援員の藤井から説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

(藤井係長)

よろしくお願いします。今回は4月開所になりましたので、公民館長や自治会の皆様にチラシを持って広報活動を細々とですがさせていただいた結果、A地区の自治会長さんがどこに相談したらいいか分からなかったから、ということで数日後に「えしこに」のほうにいらしてくれたというケースを載せています。家族の関係を丸で困っていますが、今回ご相談があったのは、一番左側に載っている自治会長さんからでした。真ん中に2人世帯のご家族、Bさん。Bさんは外国籍の方で、面接のときにも日本語が通じにくく、分からないときにはうなずいたりしているとおっしゃっておられました。10年前にシングルマザーになられ、21歳のご長男と今、市営住宅のほうにお住まいということでした。もともと自治会長さんからのご相談だったのですが、実は長男さんがもともと不登校で、ずっとその地域の自治会長さんが何となく気になって、この親に声をかけていたと。どうやら高校卒業後に就職したと聞いて自治会長さんがほっとしていたところが、数日前に、この母親であるBさんから、息子が400万借金を抱えたいらしい。更に息子のガールフレンドが妊娠したと聞いたがどうしたらいいかという相談を受け、自治会長さんが心を痛めて、自分ではどうしてあげることができないからと「えしこに」に相談して下さったという経緯です。またお相手の方はお会いしたときには既に籍を入れておられたのですが、長男の妻と書いてある方、妊娠中で、8月に出産予定ということでした。米子以外のところにお住まいの方で、下に細かく書いていますが、このご家庭もシングルマザーのお母さんと二人暮らし。もともと家にあまりおられず、14、15ぐらいから不登校と、あちこちに放浪癖があつて、長男さんのおうちにもよく泊まりに来られていたということでした。交際が8年前からあり、今回妊娠して、Bさんのお勧めで結婚されたということでした。長

男さんにもBさんにも借金があり、今回の長男さんのほうは、どうやらあまりよろしくない形で中古車販売の方のところから車を買ひ、連帯保証人がBさんになり、Bさんは日本語を実は読めないのですが、サインをされていて、6回2万円を払った後、7回目からは残額180万を払えと。払わなかったらどうなると書いてある。自筆の契約書にサインを書いてあって、自分が何か書いたことは記憶がないが自分の名前には間違いはないということで、こういったことを息子さんもよく分かっておられない中で契約がなされていたということが分かりました。よく聞いてみると、社協さんの米子暮らしサポートセンターからも、100万円貸付けがあったことも分かりました。そこでBさんに自治会長さんが、「えしこに」で相談に乗ってくれるということで、Bさんと私はつながることができました。「えしこに」では一応申込書があるのですが、Bさんは日本語が読めず、申込書を仮名と英語の標記にしてやっと理解して書けるぐらいの理解力だったので、契約書にどうやって名前を書かれたのかと疑問を抱きました。Bさん自身には、自分が連帯保証人になっているのだけれども借金を何とかしたいという思いがありました。その後、長男さんともつながれたのですが、結局は長男さんの奥さんとBさんの関係が悪い。かなり大きい声で喧嘩になるので、二人で暮らしたいが借金があり、お金もない。出産をどこでするかも決まっていない。検診も行ったり行かなかったり。奥さんとの面談を希望しても、妻はかなり不安定なので面談は難しいということで断られました。

この時点で、おうちの中で複数の課題があるということが分かり、関係者のほうで集まって、ケース会議をBさんの申し出ということで開きました。主な課題としては、出産等について、生まれてくる子どもの支援体制、長男さんご夫婦が暮らせるところはどこか、Bさんと長男さんの債務についてどうしたらいいかということで、情報収集と会議の開催に走りまわりました。図が分かりにくく恐縮ですが、重層会議で何をどう確認するかということを表しています。右上に総合相談支援センターの動きということを書いています。先ほど、センター長の松原から申し上げましたが、いろんな相談を受けるなかで、私達が直接この方に面談もしますが、直接支援をするというよりは適材適所のところに役割をお願いして、隙間のところはさせてもらう。もしみんな役割分担ができれば伴走していく。もし誰も行かなかった場合には、代わりに隙間に入ることを心がけて日々動いています。ですので、1、2、3、4と書いてありますけど、最初は誰も、誰の担当と決まりませんので、それぞれに面談をさせていただきました。その後、最初は債務の課題から入ったのですが、生まれてくる子どもへの態勢ができていないことが分かり、借金よりも優先されるということになりました。そこで出産態勢をどうするかということも含めての重層会議のメンバーを組み立てました。そのため、自治会長さんと暮らしサポートセンターさんが主だったのですが、ご夫婦の家のために住宅政策の公営住宅の担当、債務のために法テラスの弁護士さんの紹介、あとは産科の、何回か検診に行かれていた医療機関と健康対策課の保健師が連携し、そこで出産なされました。病院と、出産前後の長男の妻の健康状態を見るために健対の保健師との役割分担。また、子ども相談課の中に女性相談員というのがありますの

で、この外国籍のお母さんとの相談に乗れるように、このチームにそれぞれ下を書いてある、色が反転しているところですが、そこに役割を確認して、このうちを応援しようということはこの会議に諮りました。そこで私達はその会議の情報収集、それぞれの課題に対して支援プランをつくり、役割分担決めというところをさせていただき、最後の④、役割分担をもとに各課の進捗を伺い、支障があれば協議の場を設けるというところを役割として仰せつかりました。

その後、長男の妻は8月に無事出産されました。出産前後に健康対策課の保健師とつなぎ、家庭訪問も少し同席させていただいています。Bさんと長男の債務についてはまだ何も解決していませんが、今は法テラスの弁護士さんの面談も希望されないということで、何かあったときには受け付けるということで話をしているところです。簡単ですが、以上です。

（森本課長）

では、続いて社会福祉協議会から、地域力強化推進事業の報告をさせていただきます。資料3をご覧ください。新しい委員さんもおられますので、事業の概要からお話させていただきます。3ページの下のところ。2 モデル地区における地域力強化推進事業の活動内容等、としております。この事業の目的としましては、地域共生社会の実現を目指して、市内の一部地域において、地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決に向けて活動することができる体制づくりや、地域の多様な主体の協働の取組を支援する実証実験を行い、今後の全市展開に向けた地域支援モデルを確立することを目的としております。市内の一部地域ですけれども、対象地区としましては義方地区と啓成地区に入らせていただいて、実施期間は記載のとおりでございます。

次に活動の内容についてです。4ページです。義方・啓成地区にて社協の職員のコミュニティワーカーを1名ずつ配置しまして、下記の内容の具体的な活動を行っております。もともと社会福祉協議会は地域づくりの事業をしておりますけれども、1つの地区に1人が張り付くということは初めての試みです。少しかいつまんだ説明にはなりますが、②番です。福祉何でも相談（地域活動支援）をしております。具体的な取組としては、地域住民や活動団体の方からそれぞれの活動に関する相談を受け付けて、解決に向けた支援をコミュニティワーカーが行っております。その相談を通して住民との協働した新たな取組にもつながっております。相談件数については下記のとおりになります。この相談から実践につながった事例をいくつか紹介させていただきますが、資料3の2番の横書きの、写真が入っている資料をご覧ください。ここにいくつかコミュニティワーカーが入って実践した事例を載せております。初めに、義方子どもカレッジ（義方地区）です。この背景としましては、長期休み中の子どもの居場所をつくりたいということで住民さんのほうから声が上がりまして、お手伝いをさせていただいております。背景としては、長期休み中に子どもたちだけで過ごす核家族の世帯が多いことや、住民さんと子どもが触れ合う機会が少ないというお話がありました。具体的な取組としては、長期休みのうち1週間程度、公民

館を中心にして各団体、地域の活動者や企業さん、ボランティアの方にご協力いただいてプログラムを準備し、小学生に体験活動や地域交流活動を提供するというものです。昨年の夏休みから始めまして、夏休み、冬休み、春休み、今年のまた夏休みということで、かなり定着してきております。成果としましては、地域ぐるみで子どもを育んで見守る意識を住民に啓発できたということや、3番ですけれども、地区内の活動団体や企業、ボランティアとこの活動を通してネットワークをつくり、皆でどういうことをしようかという話し合いの場ができたところが成果だと思っております。協働した団体はご覧のとおりです。今後の展開としまして、子育て支援を軸にして、この義方地区の地域福祉推進のネットワークをつくっていかうということを考えております。また、地域活動者やボランティアの人材発掘、活躍の場の創出につなげることも意識して取り組んでいきたいというふうに思っております。時間の関係で、その後は説明ができませんけれども、いくつか事例を載せておりますので、また見ていただけたらというふうに思います。

資料3番のほうに戻っていただけますでしょうか。今のが②番の説明でしたけれども、その下③番です。「福祉何でも相談」の福祉総合相談ということで個別の相談を受け付けております。困り事を抱える世帯から分野を問わず相談を受け付け、解決に向けた支援を行いました。相談内容によっては窓口を紹介するなどのつなぎの支援、関係機関につなげないケースについては、コミュニティワーカーが継続的に関わって解決に向けた支援を行っております。相談件数はご覧のとおりです。その後ろに具体的なこんな相談がありましたということは、ずらずら載せております。それぞれ紹介はできませんけれども、高齢者、子育て、生活困窮など幅広く相談が入っております。対応としましては、本来の相談窓口につなげることで終了するケースもありましたが、中にはご近所の騒音トラブルですとか、同居している方との金銭トラブルだったり、この相談をどこにつなげばいいんだろうかということに困るケースもありまして、コミュニティワーカーが継続して関わるようなケースもありました。また、うまくいかなかったこととして、全体の相談件数がもう少し多くなかったかなとか、想定したより少なかったです。既存の相談窓口、包括さんとかもありますので、あえて社協に相談に来ないということもあったかもしれませんが、実際には困り事があっても相談につながっていないというケースも地域の中にはたくさんあるというふうに思います。地域住民の方や、様々な地区のネットワークによって、困っている方を発見したら専門機関につないでいただくということを、そういった仕組みをもっと広げていく必要はあると考えております。

最後になりますが、3ページに戻っていただきまして、すみません。(2)番です。今後の地域づくりの進め方について、というところをご覧ください。モデル事業を実施した上で、今後全市に地域づくりを広げるために必要だと感じていることを記載しております。三つほど挙げておりますが、特に真ん中のところです。地域づくりについて全市展開を進めていくためには、地区ごとに住民主体による取組のための仕組みや基盤をつくることは必要ですが、コミュニティワーカーだけではなかなか達成できないというふうに思ってお

ります。コミュニティワーカー、地域活動の専門職と、それから、それぞれの地区の地域福祉推進の基礎組織、地区社協であったり、まちづくり協議会であったり、福祉の推進委員会というような地域課題を話し合う場や機会が必要だと思いますし、そういった組織の事務局をしたり活動拠点になる公民館、この3者の協働によって実現するものではないかなあというふうに感じました。各地区にて3者が連携して事業を進めていける体制づくりを今後検討していきたいと考えております。今年度は地区を増やして活動を継続しておりますが、このモデル事業で実践してきたことを今後の活動に生かしていきたいと考えております。以上、報告を終わります。

(加川委員長)

ありがとうございました。それでは残り25分弱ですけれども、ご説明いただいた点ですね、全体的には昨年度の地域福祉の取組について皆様、質問、ご意見いただければと思います。いかがでしょう。ご関心のあるところからでいいです。

(吉野委員)

あの、吉野です。少し聞きたいのは、「えしこに」の最初3カ月の状況の中の相談者の経路ということで、本人、親族などが約60%。これらは直接関係者が相談に来るので問題はないと思いますが、例えばその支援機関から来る28%について、例えばどういう形で相談が来るのか。私たちも相談、認知症のコールセンターとか社協のサポートセンターに届くのだと思うのですが、基本的に本人の情報というのはなかなか入らないです。こういう人が来たということは来ますが、名前も分からない住所も分からない。つまり個人情報の壁があるので、本人や家族の了解を得ないと情報提供ができないのですが、こういう方が受診されたよという情報だけは送られてきます。例えば、相談センターの場合には、そういうことが全部、個人情報の問題や壁を乗り越えて情報の提供をされるのかどうか。そこの辺のところを少し聞きたいというのが一つ。実際に私のほうでも最近、専門の疾患センターからですね、50代でもう仕事を辞めた人の受診対応の相談がありました。まだ、これから診断されますが、50代で認知症の症状があるということで残念ながら仕事を辞めなければならなかったというようなケースがあります。これは米子市の事業所の話です。私たちは何もすることができない。そういうことが決められても、疾患センターの職員がこういう機関があるという情報だけは伝えていてもいいかということの話がないようですね。それでつながらない。この辺の問い合わせは私たちの全体の連携の問題になります。一般的に専門機関といったら、最初の面接はすごく大事だというふうに私としては思っていますから、私たちはそこで確実にこれをやっていくときには、こことつないだほうがいいよという説得までしてつながりますが、普通、医療機関はあんまりやらないですよ。こういうものがありますから、よかったら行ってくださいね、みたいなことで。半年とか1年たった後に、こういうふうにやったということで気が楽になることがあるが、逆に、もう大変だということで初めて私のほうに相談に来るというようなケースが圧倒的に多いです。ですから「えしこに」と支援機関との関係がどういうふうになっているのかというの

が一つ聞きたいことです。それともう一つは、これは今週の土曜日に私が体験したことです。私の町内に1人の人が座り込んでいまして。50代男性で一人暮らしですけれども。町内の人から、民生委員の人という関係で、こういう人が座り込んでいるけど、どうしたらいいだろうかということがあって、私が出て行って介入させていただいて。かかりつけ医の先生に連絡して受診をさせて、そこから入院するところまでをしたのです。生活保護の方ですから当然、市の担当者がいます。それからその町の民生委員さんと連絡を取ったら、民生委員さんとしてはちゃんと手だてをしているわけですね。つまり、その町の福祉の担当者の名前もちゃんと分かっているって相談していると。それから、保健師の名前もちゃんと分かって相談している。それから、包括支援センターも分かっているってちゃんと対応していると。でも残念ながら、一人暮らしで行き倒れのようにして私の町内で座り込まないといけない状態ができています。相談機関というのは、私たちもいつも思いますが、相談機関に連絡できる人ですとまだいいですよ。でも問題はそういう状況の人たちを、せっかくこれだけの人数が、人員体制があるわけですから、日常生活自立調査とか様々な情報、あるいは民生委員とかそういう話の中でね、例えば、モデル地区だったらモデル地区の自治会長や民生委員と話して、その中に具体的にそういうようなケースはないのかというようなことを聞いてですね、訪問していくというような活動をしない限り、この土曜日に私が出会ったようなケースはなくならないと思います。50代ですから、一番宙ぶらりん。だから、連休が明けた日に市の担当者に連絡したらね、その担当者も「どういう手だてをしていいか分からない」という、確かに難しいケースですよ。50代ぐらいの一人暮らしで、まあ持病はありますけども。でも、そういうことを、それ民生委員が連絡することだけです。それぞれの担当には連絡している。だから、市は何でも困ったことを相談してくださいよというから相談はしますけども、それ以上のことがなかったら、いけないので。まあ、私はかなり厳しく、自宅に帰すのだったら服薬管理と食生活、3食のことと、それから毎日の見回りができる体制をつくらなかったら自宅に帰してもらったら困る。家で自死でもしたらね、民生委員は困るじゃないですかということ。そうでなかったら、入所の手配もして、生活技術を身につける職業訓練なんかもするようなところまでいかないとね、いかんだろうということで。どういうふうに取り組まれたかを教えてくださいっていうところまで、一遍、市の担当者の方には言いました。しかし、担当者の方も恐らく困っている。解決しないから困っているのだらうと思います。そういう問題が、例えば、町内でそういうことを言ったときに総合センターに上がってくるような仕組みがあるかないかということもお聞きしたいです。取りあえずその二つですね。

(松原センター長)

はい、ありがとうございました。まず1点目の、支援機関と「えしこに」との関係には、個人情報の関係というところもあると思います。先ほど、事例を通して藤井から話がありました重層的支援会議というのがございます。この重層的支援会議というのは、一応これは本人の同意の下で開催される会議でございます。また、支援会議という会議がございま

す。これは本人の同意がなくても、本当にその支援が必要な方だということがわかれば開催できるという、社会福祉法の106条に規定された会議でございます。その中で、支援が必要な方々の情報を皆さんと共有しながら会議を開催しております。その中で本当に支援が必要な方々に対しては、そういう支援機関からの相談があった場合にはですね、会議の中で、どういった支援プランが必要かということも含めて協議をしているということで、そういったことも含めてこの28%の中に支援機関からの相談があります。それから2点目でございます。町内の人の、例えば、一人暮らしで困っていらっしゃる方で、なかなかご本人様が直接相談に来られないということだと思います。これは吉野さんがおっしゃられるように、我々も努力して地域の民生委員さん等とつながりを持ちながらそういった情報を共有して、本当に支援が必要な方にはアウトリーチを行うといったことも今後ですね、努力していく必要があると考えております。

(吉野委員)

いいでしょうか。具体的に支援機関からの相談がどういう形であるのかということがね、つまり個人情報の壁をどうやって破れるかですね、実際的な支援が必要な人への手だてを、「えしこに」なんかでは例えば、支援機関からの相談というのは、みんな個人情報をなかなか出さないでしょう、簡単に。あるんですかね。恐らくは28%の中にそういう事例はどうなのかということを出していただきたいなと思うし、それから私は、これは前からずっと言っていることと思いますが、つまり、こちらのほうが出かけていく活動をやったりどこかできちっと、少なくともいいから。これだけ人数がいるわけですから、月に少なくとも5人ぐらいはやるようにするとかですね、そういう目標を持ってやらないとね、結局言ってくるのを待っているというやり方だけだとですね、私が土曜日に会ったようなケースなんかはね、恐らく救われない。本当に家族の単位が小さくなっているの、そういう人たちがこれからもっと増えていくのではないかと思いますよ。だから、そこではやっぱり相談できるということはですね、本当にかんりのところを乗り越えないと、人に自分のそういうことが言えるというのは、そういう関係はできないわけですから。相談機関に相談するということは、実は本当に大変なことなんですよね。だから出かけていく活動ということを、どこかに私はぜひ持っていてくださいね、少なくともそれを掲げてチャレンジすることをやらないと、今後検討しますではね、私は相談機関としてはこれからつくる重層的な相談機関、いわゆる家族の体制を中心に取り組む活動ということではね、駄目だというふうに思います。

(藤井係長)

すみません、ちょっと補足です。この関係機関の中には、民生委員さんや自治会長さん、包括支援センターさん、ケアマネージャーさん、サービス事業者さん、障がいや高齢や子どもの関係という方がおられます。もちろんそのまま同行してその御本人さんと一緒に来られる方もいますけど、それこそアウトリーチの仕事もさせてもらっていますので、本人は希望していない、けれども地域が心配だ、なので一緒に家に行ってくれという相談も結構

増えてきました。だから、ご本人さんの同意はないけれども、私たちがいきなり行くとびっくりされちゃいますので、そこを地域の顔が少しつながっている人と一緒に行って。嫌がられますけどそういう仕事なので、どうですか何か心配事がないかと思って、また、ちょくちょく来させてくださいね、という形で訪問させていただいて。それで、強引にアウトリーチに、事業につなげている方も実は何人かおられます。ですから、吉野さんもそういった精力的に活躍なさっている民生委員さんがパッとそのどういうふうに動いたらいいかと分かっていらっしゃる。もしかしたら民生委員さんで困ってしまう方は、実はご相談を承っていて、家でどうやら困っている人がいるけれど、2人で何かどうしていいか分からないし、自分も民生委員さんになったばかりなので分からないから教えてくれということでご相談に来られる方も実はばちばちですけどいらっしゃいますので、一緒にお家のほうに伺わせていただいております。

(中本課長)

最後のこちら側から行く体制ということに関してですけれども、吉野委員がおっしゃるとおりですね。まず、センターをこのプランの具現化として設置いたしまして、そういうそれぞれの会議だとか、そういう仕組みというものは、先ほどセンター長からもお話があったように、確立を現在できている状況でございますが、我々の課題としても、吉野委員がおっしゃるとおり、自分から言えない人、そういうお困りの人を助けるところだと思います。そういったところを、検討という言い方はしましたけれども、現にそういうものを、センター等、今日説明させてもらったそれぞれの役割の立場の、市役所だけでなく民生委員さん等々、包括が包含されたのはそういう意味でございます。そういった情報を今後はどうつなげて、こちら側から出向く体制をどういうふうにつくれるかということを、今言われている、こちら側にアプローチとして入ってくれば、じゃあどういうふうに使っていくのか。受けるだけでなく、今後、その仕組みをどうつくっていくのかという会議だけではなくて、次はそのステップに自治体の提示を含めてどうしたらいいかというところは、今四苦八苦しているところでございますので、また、こういう機会だけでなく、日頃から委員さんにも相談させていただいてスムーズな支援ができるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(手島委員)

ちょっといいですか。今ね、民生委員の話がかなり出ております。ただ、私も長く民生委員をしているわけですが、民生委員もどこまで入り込めるかというのを一番悩んでおります。その悩んでいる部分を、市役所の皆さん方は解決されることがありますか。やっぱり、それぞれの地区に行かれて、民生さんの会議のときにその席に座られて、どういふことで悩んでいらっしゃるかということで、何か言うとすぐ、個人情報です、言われません、敬老会に名前は出せません、と言いながら、今度敬老会するときには、敬老者の人から電話がかかってきて、「私は死んだかと思っとるわ」と言われるわけですよ、今回も。「どうしたの？」って言ったら、「名前が書いてないがね」と。あなたが要らんとしたで

しょということ言えないじゃないですか。それぐらいもう今皆さんは、ある程度認知症が出ているんですよ。でも今、吉野さんが言われたように、認知がどこら辺まで出ているかというのを民生委員がどれほど見ることができますか。私のところで錦海町に300、人がいます。その中で本当に認知が出ているというのは吉野さんから情報が入ったり、いろんなところの情報が入って、それも民生委員が私のところは2人いるのですが、1人の方はなかなか自分ではというので、私が300人に結構目を配っているのですが、私自身も高齢者です。その高齢者が高齢者を見ている時代に、もう少し民生委員が、どこまでだったら入り込めますよ、それで困ったときには市役所のどこに相談ください、ふれあいの里に相談に来てください、ということを1人ずつが認識していたら、もっといい解決方法があると思います。

私は幸いにして長い間社協の役員をさせてもらっておりますので、今ここに谷口さんとか森本さんおられますけども、何かあったらすぐ電話します。今こういうことが起きているのだけど、どうしたらいいのだろうか、と言って相談します。それは私だから言えるですよ。普通の民生委員さんが1回ずつ、どうしたらいいですかと誰に相談ができますか。まずその辺を認識していらっしゃらない。それと、やっぱりもう一つ私はまちづくりで、こういうところにもお邪魔していますし、就将地区の中のまちづくりも関係しております。そういう中で、谷口さんや森本さんが知っておられるような、義方校区なんかかね、あれを勉強しながら、じゃあ就将校区はどういうふうしたらいいかなということを考えながら、きんかい幸朋苑さんとも話をしました。そこで幸朋苑さんが1か月に1回、あるいは2回、相談員になってあげましょうと言ってくださったんです。それを、一応私も自分の勝手にいろんなことできませんから、森本さんに、こういう話があるのだけどっていうことをちょっと言いまして。で、錦海町だけその1カ月の何日と何日は困ったことがあったら来てくださいと。そうしたらその相談を受けた方が、関係機関にちゃんとつないであげますよと言ってくださったんです。そういうふうに一つずつの街の中で相談ができる場所があるところはいいですけども、それこそないところは、またこれで困られる。だから今一番民生委員が困っているのは、どこまで自分たちが入り込んだらいいか。いつも私に、「手島さん、これ以上どげするだあ」とか、「私たちはこの頃、家の中だけでも上がり込んでいいだろうか」、「だめだめ、上がったらいけんよ」って私言うのですけれども。その理由が分からない。例えば、通帳がなくなったとか、何がないとかって言われたときに、あなたはどいうするのと聞くと、「あっ、そういうこともあるわな、認知が出とったら」というふうに言われる。だからその本当の基本的なことをね、もう少しみんなが勉強すればいろんな形でつながると思いますので。今、民生の話が出たので、私はそう思いました。

(加川委員長)

すみません。新しい委員さんもおられるので、せっくなのでご意見を伺えれば。

(橋井委員)

先ほどから、個人情報の取扱いについては理解に違いがあつて情報共有がすごく少ない

という話がありましたけれども、基本的には個人の承諾を得ないと個人情報を取り扱えません。いとこの弁護士に聞きましたら、基本的にはそう。緊急でやむを得ない場合というのは例外のようです。ですので、これは市のほうで、福祉計画推進にあたっての指針みたいなものを、何て言うんでしょう個人情報のね。それがまず基本になって、例外のほうは個々の相談になりますけども。まず、それを示してもらうことが大切ではないかと思います。

それからもう1点は、基本計画1の5ですか。「自死に追い込まれない社会づくり」のところですけども、この中でいきますと、10ページですね。10ページの29になりますけども。実績としての心の相談78件となっておりますけども、例えば、もう1人、人を設けて、メールでも相談なんかをできないものかと思います。それで、今は市のほうで「守り、支え合ういのち 米子」米子市自死対策計画というのを平成31年3月に制定しております。その中にホームページ等と確かにありますけども、ホームページを今日見ましたが非常に分かりにくいし、相談するところに入れませんでした。これじゃあ自死を防げません。これはちょっと戦慄しましたね。言ってることと、やってることが違いますよ。以上です。

(中本課長)

すみません、ありがとうございます。2点ご意見いただきました。1点目の個人情報の指針についてでございますが、吉野委員さんのほうからも、こういうのがあるというような報告していただきましたが米子市も市の個人情報保護条例という条例で完全にルールが決まっておりますので、それが指針です。今問題になっているのは、私ごとですが、ちょうど自分はそれを若い頃その条例をつくった人間でございますので、一応個人情報に関しては知っておるつもりではおりますが、勘違いがよくあって、当時も研修をしましたが、個人情報保護条例をつくったからといって、個人情報を保護するイコール使えないと言われるのですよね。使えないではなく、私は当時歩いたのは、どう使えるようにするかというのがルールなので、ルールはあります。だから、指針の心配は必要ないというのが言いたいんですけども、指針を新たにつくるのではなくて、もう条例は決められています。原則は本人同意ですけども、それ以外にも出せるパターンがあるので。例えば、先ほど、同意じゃない場合の指定解除できるわけですから。そういうと全部出せないの。行政側において変な言い方ですけども、言い訳で、個人情報によってという、ホームページで言うところにはありますけども、それはないように当然、我々の処分としても、我々の今やっていることというのは全くそれと逆ですから。そういうものの対象をつくってみて、逆にそういうことがあったらすぐ教えてください。先ほどの手島委員さんのご意見も一緒です。受け止めるところが分からないということであれば、そのためにセンターというものをつくったわけですから。当然、何でもかんでも松原センター長が全部できるわけじゃないですけども、まず受け止めるというために開設、整えているわけですから。そういう意味でご意見というか、情報を頂ければと思います。

2点目の自死対策のホームページの件になりますけども、こちらもまた関与というか、3月まで自分が所管していました課でございましたので、誠に申し訳ないと思いますけども、こちらもおっしゃるとおり、ホームページが非常に見にくいということがあります。自死対策につきましても、市役所の市議員さんの議会のほうでも今回の各個質問にも出まして。だからというわけじゃないですけども、もう少しはっきりと体制や仕組みなどを明確にしているところを、健康対策課が今所管していますけども、うちの部でございますので、ここもちょっと連携を取らせてもらって、地域福祉プランのほうに包含してもいいんじゃないかという我々の認識もありますので、そういった形で、おっしゃったところを改善したいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

(加川委員長)

ごめんなさい、時間も少ないのであと一つぐらい。もし相当長いお話で、もしもまたの機会に来られる方はそちらで教えてください。

(永見委員)

うちの地元の民生委員さんにもおられるのですが、なかなかこう、個人のおうちのことまでよく分からないという話を聞いたりしています。今、自分たちもそういう支援をしたりする中で、例えば引きこもりの方の情報とか、待っているだけでは本当に分からない状態で、その地域の中で分かる人が本当に少なくなっている。そういったときに、いわゆる訪問介護の方とか看護師の方たちと民間の連携をしてですとか、あと、地域の中に入っていくコミュニティソーシャルワーカーの方たちに情報が集まる仕組みになるといいなというふうには思っているのですが、それを義方、啓成でされたように、そういった違う業種の方と人の連携のような、そういったものも何か需要としてあったりするのかなというのは、ちょっと伺ってみたいなと思いました。

(森本課長)

そうですね、例えば引きこもりの方など、なかなかこちらでいても発見ができない方というのはいますし、ご本人さんが手を挙げてくれないということもたくさんあると思います。コミュニティワーカーの立場で言いますと、やはりそこは地域の方に目になってもらいたいというのはあります。民生委員さんをはじめとして、自治会長さんや地域の役員さんにもそういう方がおられたら、こういう機関があるので相談してください、ここですということを常に想定してつなげてもらう。地域の中でそういう網の目を張るということを私達が常に思わないといけないことかなというふうに思っていますし、そこに企業であったり、その地区の中にある福祉の事業所であったり、そういったところに協力をしてもらいながら、同じように何かあればつなげてもらうという仕組みが広まるような周知活動は今も少しずつしてきているところではあるのですが、なかなかフリードアだけでは、また市の職員だけでは届かないのです。この事務員さんなんかにもお願いしてみたいと考えておるところです。

(谷口主任)

失礼します。啓成地区でコミュニティワーカーさせていただいております谷口と申します。違う業種の方との連携ということで、一つ啓成地区であった事例ですけれども、我々、自分たちがこれから啓成地区に張りついていろんな地域活動のお手伝いをしますよということで、いろんな地域の活動団体や企業さんにも個別の訪問をさせていただいているんですけれども、その中で郵便局に訪問させていただいて郵便局長さんと知り合いになったところから、その郵便局から2件、認知症が疑われるようなお年寄りがいらっしやると。1日に何回も同じ日にお金を下ろしに来たり、判子をなくしたりとか、そういったことを訴えてこられるので、心配なのでどうしたらいいでしょうかというようなご相談をいただいて、すぐに包括につないで対応していただいたというようなことがありました。本当にコミュニティワーカーとしても、いろんな企業さんや、他業種の方とも顔が繋がっているということが大事だというのは実感しているところです。

(加川委員長)

すみません、それじゃあ皆さん、まだまだお話ししたいところですけど。あと3分だけ。

(吉野委員)

すみません。実は、私が本当に言いたかったのは皆さんの討議の中で出てきたので、少し整理していただきたいのですが。課長さんが言われたように、実は個人情報の壁でかなりいろんなことが制約されているので、「えしこに」の場合は相談があれば個人情報の問題をちゃんとその本人の了解を得るような形でなくても、委員会のようなものをやることによって対応できますよという、そういうメッセージをね、ちゃんと外に伝えないといけない。あるいは支援機関もその事を言わないと、つまり本当の総合支援センターは今までのものと違うんだよ、だから大丈夫だから相談してくださいよという、まずメッセージを伝える必要がある。そのためのやり方として個人情報についてはこう考えていますということをやまず出してください。

それともう一つは、ちょうど話題に出た形でいうと、啓発の仕方がね、依然として従来型なんです。やっぱり啓発もただ単に「相談してください」ではなく、「訪問をしますよ」とかね。それからSNSの発信のやり方なんかもホームページも含めて考えないといけないです。これはぜひ、そういうことに長けている人たちをメンバーに入れた委員会を立ち上げたほうがいい。これは私達も今、家族の会で一生懸命変えているのですが、これはね、本当に今もうAIを使ったやり方はいろんな形のもが出てきているので、その中に事例も含めた形で出していく。つまり相談機関としての機関がありますよではなくて、今月はこんな事例に対応しましたよ、というようなことで出していけるように、そういうことをやって親しみやすく連携しやすくなると思うので。ここはね、できたらそういうことに関心を持って、つまりスマホ世代の、Z世代の人たちも含めた、そういうものをどういうホームページを作ったらいいか。まあ、ホームページだけじゃあもう遅い時代なので、SNSで出していくような、情報提供をするようなことを、そういう啓発の仕方をもう一

回見直しをされる。この2点はぜひ考えていただければと思います。

それともう1点ね、最後に一言。義方の取組を説明されていて、私、ぜひこの報告から、例えば子どもの夏休みのやつは実績があるということの評価されているのだったら、何でもこれが月1回の子ども食堂のようなものになるような道筋がつくれないのか。ここが主導力なんです。地域の住民の人たちが声を出している。その人たちを中心にした、せめて月1回ぐらいの子どもが集まる、あるいは子どもだけじゃなくても、お年寄りも一緒に会食できるような場所。これは米子にもこども食堂の西部地区の運営委員会ができていますから、そういう人たちを呼んでもらって話を聞くとかですね。つまりその、イベントでなくて、その地域に根ざしたものをつくり出すための主導性というかな、下支えみたいことで話されると、これ、すごくいいなあと思うのだけど、この内容は残念ながらまだ全部イベント。はい、終わりです。

(加川委員長)

すみません、次回また個別に検討会もあるので、そこで参画していただければありがたいかなと思います。さて、なにしろ時間がないので、よろしいでしょうか。あと個人情報保護の件は、これ重層の事業ですよ。だから法律上守秘義務がかかっているの、今後の総合相談に関して、この人の情報出せない、同意を得てないからこのケース扱えませんということは法律上ないはずなので、その点はあんまり心配ないかなと思っています。

(吉野委員)

だから専門機関なんかも、それを理由に言われるケースなんかもあるんですよ。そうではないと我々は思っていることでも。

(加川委員長)

それは現場の人たちもちょっとそういうこと理解していただかないといかんかなと思っています。

はい、吉野さんがおっしゃられとおりで。はい。すみません、ちょっと若干時間が超過して申し訳ありません。

それでは、議題は以上になります。その他ありますでしょうか。

(山崎補佐)

すみません。事務局のほうから2点お願いがございます。まず1点目ですけども、今日お配りをさせていただいた資料の中で、「令和4年度における地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の個別検討会について」という一枚ものの資料がございます。そちらの説明をさせていただきたいと思います。先ほど加川委員長のほうからも素敵な振りがございましたけども、この推進委員会ですね、議題もかなりボリュームもありますし、時間も限られているところからですね、なかなか議論がし尽くせないということが以前から課題としてございまして、有志の皆様でということにはなりますけども、また別の機会で、我々事務局側と委員の皆様とで意見交換をする場を設けさせていただいて、そこで今後に向けた話ですとか、そういったことを深めてまいりたいと我々も考えているところでござい

して、個別検討会というものを企画したいと思っております。ここに詳細書いてございます。このとおりでございますが、大体が今後10月、12月、2月ぐらいということで、これはコロナの状況によって変わるかもしれませんが、今企画をしようかなというふうに思っております。また、ご案内を委員の皆様に使させていただきますので、参加してもいいということであればまた、ぜひご参加いただければというふうに思います。大変恐縮ではございますが、この推進委員会とは違って、有志の皆様での御参加ということになりますので、報酬をお出しすることはありませんけれども、興味があるということであれば御参加いただければと思います。あと、この資料の4番のところに書いてございますが、この個別検討会の中で、今後この地域福祉計画に基づいて具体的にこんなこととしてはどうかというような何か具体的なアイディア等々、もしございましたら、委員の皆様の方から我々事務局のほうに上げていただいて、個別検討会で議題とさせていただくということも考えているところでございますので、もし何かこういったことを話してみたいというようなことがありましたら、また、アイディアをお寄せいただければと思っております。我々事務局のほうからも、こんなことをしたいのだけど、委員の皆様どうですか、というような形でお話をお伺いすることがあるかもしれませんが、有意義な会にしたいと思っておりますので、どうぞご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

もう1点、これも事務局の連絡でございますが、口座振込依頼書というものを今日お配りしておると思います。これ後日で結構でございますので、委員報酬の振込先等を御記入いただきまして、事務局のほうに返していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局のほうからは以上でございます。

(加川委員長)

私の進行は以上となります。皆さん熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。事務局にお返しします。

(山崎補佐)

ありがとうございました。では、すみません、最初に私が申し上げました時間をちょっとオーバーしてしまいました。申し訳ございませんでした。では、本日は以上で終了させていただきます。本当にありがとうございました。